

○ 協議の経緯（財政上の支援措置の改善提案）

- H23. 12/22 総合特別区域第一次指定  
※国際戦略総合特区：7箇所／地域活性化総合特区：26箇所
- H24. 1/18 総合特別区域における国と地方の協議のための合同会議  
※総合特別区域推進本部も同時開催
- H24. 2/20～3/2 国と地方の協議（実務者レベル打合せ（全33特区毎に実施））  
※提案内容について互いの理解を深めるための打合せ
- H24. 3/2～4/3 国と地方の協議（書面協議）
- H24. 3/16 推進WG開催（「国と地方の協議」に係る状況報告）
- H24. 4/13～ 国と地方の協議（対面協議）  
※事務レベル協議（部長、課長クラスとの協議）延べ件数1件  
※実務者レベル協議（課長補佐以下クラスとの協議）延べ件数10件  
※他、必要に応じてメール及び電話による協議を多数実施
- H24. 4/23～5/18 国と地方の協議（再書面協議）  
※必要に応じて実務者レベル打合せを随時開催
- H24. 5/18 推進WG開催（「国と地方の協議」に係る結果報告）
- H24. 6/21～ 国と地方の協議（再対面協議）  
H24の概算要求や総合特区推進調整費の活用による要望の実現に向け、再書面協議の際に合意していないものについて再協議を実施。  
※実務者レベル協議（課長補佐以下クラスとの協議）延べ件数20件  
※他、必要に応じてメール及び電話による協議を多数実施

○ 協議の結果の見方

「協議の結果」は横に2ページに分割して表示しています（下記のとおり）。最終的な協議の結果は、偶数ページをご参照ください。

The image shows a large, complex table with multiple columns and rows. The table is divided into four main sections, each labeled with a page number in a white box with a black border: '1 ページ', '2 ページ', '3 ページ', and '4 ページ'. The labels are in red text. Red arrows indicate the flow of information between these sections. One arrow points from the right side of '1 ページ' to the left side of '2 ページ'. Another arrow points from the right side of '2 ページ' to the left side of '3 ページ'. A third arrow points from the right side of '3 ページ' to the left side of '4 ページ'. The table itself contains various data points, including numbers and text, and is framed by a blue border. There are also some vertical and horizontal lines within the table structure, including a prominent vertical blue line and a horizontal blue line.

○ 省庁の見解における対応欄の内容

- A：概算要求等として引き続き検討（全国展開・特区含む）
- B：現行制度で対応可能
- C：対応しない
- Z：指定自治体が検討

○ 指定自治体の回答における対応欄の内容

- a：了解
- b：条件付き了解
- c：受け入れられない
- d：その他

○ 内閣府整理の内容

（内閣府見解）

- I：実現が可能となったもの
- II：実現に向けた条件、代替案等の検討を継続して行うもの
- III：実現不可能なため、各省に対して深堀の検討を依頼するもの
- IV：指定自治体で代替案を含む提案内容の再検討を行うもの

（内閣府「再」見解）

- I：実現可能となったもの。
- II：平成 25 年度概算要求、総合特区推進調整費の活用に向けた検討がなされるもの。
- IV：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの。
- V：要望内容が実現できないことを指定自治体が了解したもの、制度拡充等の要望内容は実現できないものの現行制度の活用により取り組むもの、指定自治体が再検討を行うことを了解したもの等。

※ 書面協議と「再」書面協議で内閣府整理の内容が異なります。また上記は基本的な考え方であり、協議内容に応じ、これに依らない場合があります。